

京都市訓令甲第22号

会 計 室

京都市会計室長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

別表会計室長の項第32号中「削除」を「利用停止」に改める。

別表次長の項中第27号を第29号とし、第26号を第28号とし、第25号を第27号とし、第24号の次に次の2号を加える。

(25) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等のうち軽易なものに関する事。

(26) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等のうち軽易なもの並びに個人情報の取扱いの是正のうち軽易なものに関する事。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)